

西日本土木㈱を視察して

3月16日(火)西日本土木㈱の山鹿工場、久原工場、玉東工場の3工場を見学してきました。山鹿工場に到着すると早速、岡田生産統括部長と古川所長に原石山で説明を受けました。1日の作業の流れとして、原石を夕方までにコルゲートビン2基(1,000m³)貯めて2次プラントを翌日午前3時まで自動運転での生産する作業の流れでした。

見学当日は原石2か所の積込みを40tと35tダンプ3台で原石供給しており、別に表土除去に32tダンプ1台を並行して行っていました。プラントは朝10時を過ぎていましたがすでに生産していました。また砕砂プラントも同様に生産中で、プラント点検後の従業員は場内散水等の作業に入るという事でした。

今回の見学の大きな目的は山鹿工場のプラント自動化の見学でした。2次操作盤は事務所内にありモニターの監視ではなく電流制御で異常があると停止する形でした。金属探知機はシンコーサービスと幸袋テクノの共同で自動で除去出来るように改造し、自動運転もスムーズになったという事でした。夜間もプラントを回していますが地域住民との付き合いを大事にしているのが苦情は無いとの事でした。このシステムを高城、川辺に採用すると夜間の騒音が問題になると考えます。プラントを回した時の騒音対策が必要です。

他の2工場も山鹿工場と同様に場内が整理整頓がされていました。また資格試験も本社一体となって取得にも力を入れているという事です。色々な面で見習う所が多かったです。

今回参加した工場長以外の工場長、従業員も見学をさせたい工場でした。

製造本部 砕石事業部 上馬場 正



山鹿工場 原石山



プラント



見学風景



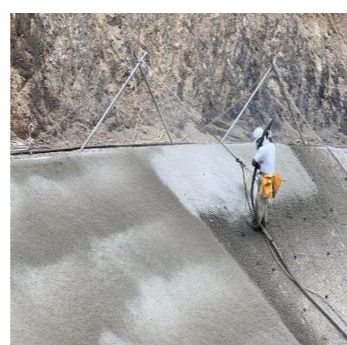
プラント操作盤

高城工場 沈砂池工事

社員の皆さん 毎日ご苦勞様です。

前回、紹介した高城工場の沈砂池工事の続報です。安全祈願の翌日より工事に入り沢水用の排水管設置、築堤盛土、沈砂池内の排水管設置が3月31日に終了しました。4月6日より沈砂池の内側のモルタル吹付と沈砂池の外側の種子吹付を行い4月10日で工事完了となりました。

今(4月15日現在)外側の種子吹付をした所は、芽が出ていませんが1週間から10日すれば新しい芽が生えそうと思います。これからしっかりと管理をして安心して梅雨時期を迎えたいと思います。



環境安全本部より ~ For further safety さらなる安全を ~

☆労働災害防止のために☆

新年度に入り心機一転、業務に精励されていることと思います。そこで、法令に従い安全に作業を進めるにあたり厚生労働省の法令関係等を紹介いたします。

労働安全衛生関係法令の遵守

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った措置を採ることです。労働安全衛生関係法令の概要を説明します。

1 危険防止のための措置

- 機械設備を用いた作業を行う場合 … 機械の動作範囲に身体の一部が入らないようにするため、**柵や覆い**などを設けなければなりません。
- 火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合 … **換気**を行う、**火気を使用しない**などの措置を採らなければなりません。

2 健康管理の措置

事業者は、労働者に対して年に1回、**定期健康診断**を実施しなければなりません。また、労働者を有害な業務に就かせる場合には、6月以内に1回、**特殊健康診断**を実施しなければなりません。

3 安全衛生管理体制の整備

- ① 安全衛生推進者又は衛生推進者の選任
労働者数の10人以上50人未満の事業場では、**安全衛生推進者**又は**衛生推進者**を選任し、危険防止措置、教育、健康診断などの安全衛生の業務を担当させなければなりません。
- ② 作業主任者の選任
プラントや**重機・検査業務におけるカッター等**による作業など危険又は有害な作業を行う場合には、**作業主任者**を選任し、労働者の指揮、機械設備の点検等を行わせる必要があります。
- ③ 労働者の意見の聴取
労働者の意見を聞きながら安全衛生対策を進めましょう。



4 安全衛生教育の実施

労働者を雇い入れたときなどには安全衛生のための教育を行わなければなりません。(教育の内容)

- ・ 機械、原材料、保護具等の取扱方法
- ・ 作業手順
- ・ 事故時における応急措置

※ アーク溶接・小型車両系の取扱い作業など危険又は有害な業務に就かせる場合には、当該業務に関する**特別の教育**を行わなければなりません。